

総合数値の算定方法について

1. 総合数値の算定方法

- ① 総合数値は、土木一式工事、建築一式工事、管工事、舗装工事、水道施設工事、とび・土工・コンクリート工事、電気工事、機械器具設置工事、造園工事、塗装工事、消防施設工事の11工種について算出するものとし、建設業法第27条の23の規定による経営事項審査を受けて算出された総合評定値（以下「総合評定値」という。）を基礎数値として、次に定める方法により行うものとする。
- ② 総合評定値は、資格審査を行う年の前々年7月1日から前年6月30日の間に審査基準日があるものを用いる。
- ③ 知立市内に建設業法第3条の規定による営業所（本店又は支店等）を有しない者又は前年の工事成績評定のない者は総合評定値を総合数値とする。

$$\text{総合数値} = \text{総合評定値} + \text{主観点}$$

2. 主観点の算定方法

$$\text{主観点} = (A - 65) \times 3 + B \times 2$$

A：前年の工事成績評定平均点

設計金額が130万円を超える工事のうち、工期末が前年の1月1日から12月31日までの間にある工事の工事成績評定平均点

B：前年の工事成績評定件数

Aの工事成績評定平均点の対象件数

3. 総合数値の公表

総合数値は、知立市内に建設業法第3条の規定による営業所を有する者で、知立市に入札参加資格を有する者について、知立市公式ホームページで公表する。